

平成30年11月28日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 福島 法昭  
 平成30年(ネ)第2658号契約締結差止等請求控訴事件(原審・東京地方裁判  
 所平成29年(ワ)第2292号)

口頭弁論終結日 平成30年10月1日

判 決

さいたま市浦和区岸町7丁目11番5号 埼玉県生活協同組合連合会内  
 控 訴 人 特定非営利活動法人

同代表者理事長  
 同訴訟代理人弁護士

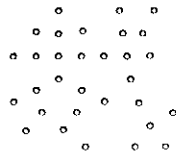
埼玉消費者被害をなくす会

池 本 誠 司  
 長 田 淳  
 松 苗 弘 幸  
 久 保 田 和 志  
 佐 藤 徳 典  
 木 村 智 博  
 宮 西 陽 子  
 木 下 真 由 美  
 月 岡 朗  
 貞 松 宏 輔

東京都千代田区永田町2丁目11番1号

被 控 訴 人  
 同代表者代表取締役  
 同訴訟代理人弁護士

株式会社NTTドコモ  
 吉 澤 和 弘  
 吉 田 和 央  
 横 山 経 通  
 奥 田 隆 文  
 福 山 佳 子  
 濱 瑛 子



主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、消費者との間でX iサービス契約及びFOMAサービス契約を締結するに当たり、原判決別紙2契約条項目録記載の契約条項を含む契約の申込み又は承諾の意思表示を行ってはいない。
- 3 被控訴人は、原判決別紙2契約条項目録記載の契約条項が記載された契約書の用紙を廃棄せよ。
- 4 被控訴人は、その従業員に対し、下記の内容を記載した書面を配布せよ。

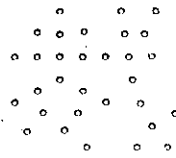
記

株式会社NTTドコモは、消費者との間でX iサービス契約及びFOMAサービス契約を締結するに際し、原判決別紙2契約条項目録記載の契約条項を含む契約の申込み又は承諾の意思表示を行いませんので、当社が当該条項を使用した本件各契約を行うための事務を一切行わないようにし、当該条項が記載された契約書の用紙は全て破棄してください。

以上

第2 事案の概要（略称は、原判決のものを用いる。）

- 1 本件は、法（消費者契約法）13条1項所定の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体である控訴人が、被控訴人が不特定かつ多数の消費者との間で本件各契約（X iサービス契約及びFOMAサービス契約）を締結するに当たり、法10条に規定する消費者契約の条項に該当する本件変更条項（原判決別紙2契約条項目録記載の契約条項）を含む契約の申込み又は承諾の意思表示を現に行い、又は行うおそれがあると主張して、被控訴人に対し、法12条3項



に基づき、本件変更条項を含む契約の申込み又は承諾の意思表示の停止を求めるとともに、これらの行為の停止又は予防に必要な措置として、本件変更条項が記載された本件各契約に係る契約書の用紙を廃棄すること及び当該廃棄を指示する書面を従業員に対して交付することを求めた事案である。

- 2 原審は、控訴人の請求をいずれも棄却したところ、控訴人が控訴した。
- 3 前提事実、争点及びこれに関する当事者の主張は、後記4のとおり当審における控訴人の補足主張を付加し、当審における当事者の主張を踏まえて、次のとおり補正するほか、原判決の「事実及び理由」中「第2 事案の概要」の2及び3に記載のとおりであるから、これを引用する。

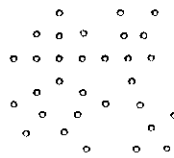
(1) 原判決7頁18行目の末尾に改行して、次のとおり加える。

「ウ 「個別の合意がなくても約款変更ができる」という一般法理は確立していない。変更条項がなくても結論として約款変更が認められる場合があるとしても、それはあくまで契約内容の変更には個別の合意が必要であるという意思主義の例外として位置付けられるものであって、そのような例外的な要件を満たした場合に約款変更が認められる場合があるというものであり、「個別の合意がなくても広範に合理的な約款変更が認められる」という法理は存在していない。」

(2) 原判決8頁11行目の末尾に改行して、次のとおり加える。

「すなわち、「個別の合意をすることなく、合理的な約款変更ができる」という法理（以下「約款法理」という。）は、一般的な法理として既に確立されている。そして、この約款法理と同趣旨である本件変更条項の法的性質は、確認的なものである。しかし、改正民法（平成29年法律第44号の施行により改正される民法）548条の4第1項が未だ施行されていない現時点において裁判所の見解も分かれ得るところであるから、本質的には確認的規定であるとしても、創設的規定としての意味も持ち得るものである。」

(3) 原判決8頁22行目の「甚大である。」の次に「ここでいう消費者が本件



変更条項により被る不利益（法10条後段）とは、①自己決定の自由の侵害と、②限定のない、いかような変更も受け入れざるを得ないという不利益である。」と加える。

(4) 原判決10頁11行目の末尾に改行して、次のとおり加える。

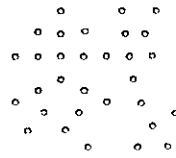
「すなわち、本件変更条項は、「合理的な変更」ができるという趣旨のものにすぎない。契約条項は、一般的に、文理を重視しながらも、契約締結時の事情や様々な利益を考慮して、合理的に解釈されるべきであり、文言だけに拘泥して文理解釈をするのは誤りである。

控訴人は、本件変更条項により消費者は「限定のない、いかような変更もできるという不利益」を被る旨主張するが、本件変更条項により無制限の約款変更が可能となるわけではないから、控訴人が主張する不利益は、実際には存在していない。」

#### 4 当審における控訴人の補足主張

(1) 本件変更条項（原判決別紙2契約条項目録記載の「当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。」との条項）は、消費者にとって、個別同意のない約款変更の合理的限界を見出すことはできない白紙的な包括的条項である。このような不明確かつ包括的な条項は、不当条項であるという理解が一般的であり、事業者に対して消費者契約の条項の明確化を求めている法3条の定めにもそぐわない。

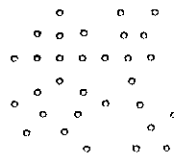
(2) 意思主義の要請からは、本来、変更後の約款が効力を有するには、変更後の約款に対する個別の合意が必要である。したがって、「将来にわたるいかなる約款変更にも同意する」という予めの包括的な同意は、法的な同意としては無意味であり、個別の合意がなくても約款変更が認められる場合があるとすれば、それは利用者にとって有利な約款変更であるなど、いわゆる推定的同意が認められる場合に限られる。被控訴人は、本件変更条項による同意



を根拠に約款変更が許されるとしているが、予めの包括的な同意であって、法的同意としては無意味な本件変更条項は、約款変更を肯定する直接の根拠とはなり得ない。

(3) むしろ、無意味な条項を存置することによって、無制限な約款変更を許容する可能性、かかる可能性が引き起こす約款変更の限界を巡る無数の紛争が多数の消費者の権利を害することの不当性が問題とされなければならない。本件変更条項は、消費者が関与することなく、一方的に事業者に対して約款の変更権を付与するものである。被控訴人が主張する創設的規定の効果として、被控訴人が合理的と判断する変更であれば有効な変更であるとして消費者を拘束することとなる。その場合、消費者は、契約自由の原則を踏まえた消費者の自己決定権を侵害される不利益を被ることとなる。この点、原判決は、「一定の」不利益と表現するが、文言上、変更の範囲に限定はないから、不利益が一定のものに留まるとはいえない。歴史的にみても、消費者の選択の権利は、消費者の基本的な権利として位置付けられてきたが（「ケネディの消費者の4つの権利宣言」、消費者基本法2条）、本件変更条項は、これを根拠として消費者の選択の権利を奪い、消費者は変更後の約款に強制的に拘束されるから、そのこと自体が消費者の権利を著しく制限している。

(4) 本件変更条項は、消費者の自己決定権を一方的に剥奪しているものであるから、それ自体明らかに著しい不利益と評価すべきであり、事後的救済が可能であることを理由に、不利益が重大でないとは評価することはできない。本来消費者は、事業者が契約の変更を申し込んだ場合、その内容自体に一定の合理性があつたとしても変更を了承するか、変更を拒否し、他の契約に乗り換える自由を有しているが、本件変更条項は、その権利を奪い、変更後の約款に拘束されることを強いる規定である。被控訴人は、有期契約で当事者を縛り、異議のある消費者に対して解約手数料を免除することもしておらず、契約離脱の自由も与えていないのであり、当事者間に正当な公平性はなく、



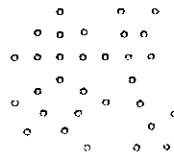
信義則に反することが明らかである。

(5) 控訴人も、本件変更条項のような約款変更条項が存在しなくても、消費者の同意なく約款変更が認められる場合は現行法でもありうると考えており、その具体的な基準は、将来は、改正民法548条の4の解釈論の中で決められていくことにもなる。したがって、本件変更条項が無効と判断されたとしても、事業者一般に与える影響はほとんどない。他方、本件変更条項の法10条該当性を否定することは、①消費者契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なものになるよう配慮することを定める法3条の趣旨を完全に没却し、②法制審議会（民法改正債権法関係）で行われた約款変更にかかる議論の到達点を全面にわたって無視する結果となり、③一方的約款変更を包括的変更条項の存在を根拠に極めて緩やかに認める結果となり、実際に事業者が行っている不当な約款変更が横行する結果となり、甚大な悪影響がある。

(6) 本件変更条項には、事前に合理性の基準が用意されておらず、包括的なものであり、文言上いかなる変更も可能である。実際にも、消費者は、①これまで無償であったものが有償化されたり、②契約していた料金プランが一方的な変更により適用を受けられなくなり、新料金プランが適用される結果、実質的な値上げになったりする、という不利益を被っている。包括的白紙的な本件変更条項に基づいて、本来は許されない約款変更が行われているのが現実であり、被控訴人が主張する単なる「危惧感」ではない。こうした運用を認める契約条項を不当条項として差し止めることができるのが、適格消費者団体の差止請求権である。

### 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求はいずれも理由がないと判断する。その理由は、後記2のとおり当審における控訴人の補足主張に対する判断を付加し、次のとおり補正するほか、原判決の「事実及び理由」中「第3 当裁判所の判断」の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。



(1) 原判決 11 頁 9 行目から同 12 頁 14 行目までを次のとおり改める。

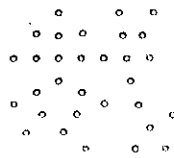
〔(2) 控訴人は、契約は当事者の合意によりはじめて拘束力を持つという意思主義の原則のもと、本件変更条項は当事者の一方が相手方の同意なく契約内容を変更することはできないという一般的な法理に比べて、契約者（消費者）の義務を加重する条項である旨主張する。他方、被控訴人は、契約の一方当事者は、個別に相手方と合意することなく、合理的な約款変更をすることができるという一般的な法理が既に確立しているから、本件変更条項は、この一般的な法理に適うものであると主張する。

そこで、検討するに、本件変更条項について、次のような事情を指摘することができる。

#### ア 本件各契約の特殊性

前提事実(2)のとおり、本件各契約は、携帯電話の利用に係る通信サービスを提供する契約であり、不特定多数の相手方に対して均一な内容の給付をすることを目的とするものという特殊性を有する契約であるところ、前提事実(6)のとおり、被控訴人の契約件数は 7000 万件を超えるものであるから、約款に定められた契約内容を変更するために常に顧客である契約者の個別の同意が必要であるとすると、その意思確認をするために多大な時間とコストを要することになり、一部の相手方から同意が得られない場合には、提供されるサービス内容に差異が生じることに伴う管理コストが増大する結果、契約者が負担するサービス利用料が増加し、ひいては不特定多数の相手方に対して均一な内容の給付をするという目的を達成すること自体が困難になるおそれがある。また、本件各契約は、携帯電話の利用に係る通信サービス契約であるから、携帯電話機や通信に係る技術革新等に応じて、高い頻度で契約内容を変更する必要性が生じることも予想される。

これらの事情によれば、携帯電話の利用に係る通信サービスを提供する事業者である被控訴人にとって、契約者との間の本件各契約の内容を画一的に



変更する必要が生じた際に、契約者の個別の合意を得ることなく契約内容を変更する必要性が高いと共に、顧客にとっても、一定の場合には、個別の同意を得ることなく一方的に契約の内容を変更することを認めることによって、コストの増加を回避でき、不特定多数の相手方に対する均一な内容の給付を可能にするという利益となる面があるといえる。

イ 約款変更に関する裁判例、約款法理を認める裁判例の存在

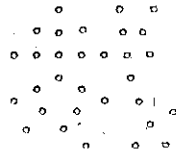
現代社会では、様々な約款が利用され、大量の取引を合理的、効率的に行っていることから、約款に関して、以下のような裁判例が存在する。

(ア) 最高裁昭和41年(オ)第768号同45年12月24日第一小法廷判決(民集24巻13号2187頁)は、船舶海上保険の約款に関する事案について、保険業者が主務大臣の認可を受けずに普通保険約款を変更し、その約款に基づいて保険契約を締結した場合でも、その変更が保険業者の恣意的な目的に出たものでなく、変更された条項が強行法規や公序良俗に違反し又は特に不合理なものである場合でない限り、変更後の約款は当事者を拘束する旨判断した(乙24)。

(イ) 福岡高等裁判所平成28年(ネ)第321号同年10月4日判決(金融・商事判例1504号24頁等)は、銀行の預金取引約款の暴力団排除条項の有効性、契約締結後に追加した暴力団排除条項に基づく解除の有効性に関して、暴力団排除条項の目的の正当性、手段の合理性が認められるところ、預金契約については、定型の取引約款によりその契約関係を規律する必要性が高く、必要に応じて合理的な範囲において変更されることも契約上当然に予定されており、遡及適用による不利益は限定的であることなどから、既存顧客との個別の合意がなくとも、既存の契約に変更の効力を及ぼすことができる旨判断した(乙25)。

(ウ) 東京地方裁判所平成25年(ワ)第30474号同27年1月16日判決(ウエストロー・ジャパン掲載)は、被控訴人と同様の電気通信事業者が、



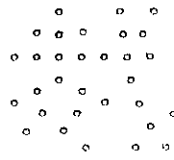


本件変更条項と同様の約款の条項（「当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の a u 通信サービス契約約款によります。」との条項）に基づいて、窓口支払の方法による利用代金の支払を行う場合に払込取扱票発行に係る手数料負担の約款変更について、社会通念上必要かつ相当な範囲で合理的に変更するものであり、本件に適用される限り、公序良俗に反するとはいえず、法 10 条、民法 90 条に違反しないと判断した（乙 22）。

(エ) 以上のとおり、約款に関しては、一定の場合には、変更後の約款は当事者を拘束すること、必要に応じて合理的な範囲において変更することが予定されており、既存顧客との個別の合意がなくとも、既存の契約に変更の効力を及ぼすことができる場合があることが裁判例で認められているといえる。

#### ウ 改正民法の定め

前提事実(7)のとおり、平成 32 年 4 月 1 日から施行される改正民法 548 条の 4 第 1 項には、定型約款の変更に関して、①定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき（1号）又は②定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき（2号）には、定型約款準備者が定型約款の変更をすることにより、変更後の定型約款の条項について合意があったものとみなし、個別に相手方と合意をすることなく契約の内容を変更することができる旨定められている。上記 2号は、相手方に何らかの不利益を生ずる変更であっても、客観的に変更が合理的といえる場合には、一方的に約款を変更することを認めている。そして、その合理性を判断するにあたって、「この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無」は、合理性判断の一考慮要素とされている。その趣旨は、定型約款にこのような変更条項が含まれていたのであれば、相手方は一方的に



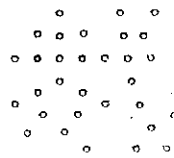
変更される可能性があることを予測し得たといえることから、定型約款の変更が合理的であることを肯定する事情の一つとして考慮することとしたものであると解されている（甲42参照）。そして、単に定型約款を変更することがある旨の規定を置くのみでは、合理性を積極的に肯定する事情として考慮することは難しいとされているが（甲42参照）、相手方に、一方的に変更される可能性があることを予測させる機能は有していると考えられる。

#### エ 約款法理について

以上のような約款の性格、裁判例の存在、改正民法の定めによれば、本件各契約の内容となっている約款については、本件変更条項の有無にかかわらず、必要に応じて合理的な範囲において約款が変更されることは契約上予定されており、少なくとも「当事者の個別の同意がなくても約款を変更できる場合がある」という限度では、約款法理は確立しているものと認めるのが相当である。このことは、控訴人も、被控訴人も、本件変更条項が存在するか否かにかかわらず、一定の要件を満たした場合には約款変更が認められる場合があること、他方、本件変更条項が存在しても、無限定の約款変更が認められるわけではないこと自体は認めていることから明らかである。そして、どのような場合に約款変更が認められるかは、諸々の見解があり、具体的場面に依じて個別に検討していくほかないが、現時点では、改正民法の定めが参考となり、契約の目的、変更の必要性、変更後の内容の相当性、定型約款を変更することがある旨の定めの有無等に照らして、合理的なものであるか否かを検討する必要があるものと解される。したがって、本件変更条項の有無にかかわらず、本件各契約約款は、一定の合理的な範囲で変更できると解するのが相当である。

#### (3) 法10条前段の該当性について

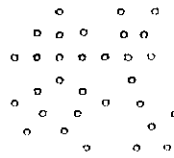
ア そこで、本件変更条項が、法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して、消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する条項と



いえるかにつき検討する。

この点、控訴人は、契約は当事者の合意によりはじめて拘束力を持つという意思主義の原則のもと、本件変更条項は当事者の一方が相手方の同意なく契約内容を変更することはできないという一般的な法理に比べて、契約者（消費者）の義務を加重する条項である旨主張する。しかしながら、前記のとおり、約款法理に基づいて、一定の合理的な範囲において、個別の合意がなくても約款を変更することができる場合があるという限度においては、意思主義の原則の例外を認めることができること、本件変更条項は、以下に述べるとおり、一定の合理的な範囲においてのみ変更が許される趣旨と限定的に解すべきことに照らせば、これにより約款法理を含む一般的な法理を変更するものとは解されない。したがって、本件変更条項が、一般的な法理と比べて、契約者（消費者）の権利を制限し又は義務を加重する条項であるとはいえず、控訴人の主張は採用できない。

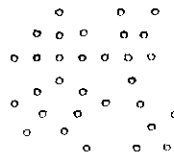
イ 本件変更条項は「当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。」というものであり、その文言は抽象的であることから、文言上は事業者側を一方向的に利する恣意的な変更も許容されるように読める。しかしながら、前記のとおり、約款法理は、一定の合理的な範囲において認められるものである。最高裁平成元年（オ）第1473号同5年7月19日第二小法廷判決（集民169号255頁、以下「平成5年最高裁判決」という。）は、銀行の免責約款の有効性が争われた事案について、銀行の設置したATMを利用して預金者以外の者が預金の払戻しを受けたとしても、銀行が預金者に交付していた真正なキャッシュカードが使用され、正しい暗証番号が入力されていた場合には、「銀行による暗証番号の管理が不十分であったなど特段の事情がない限り」（免責約款上、このような限定文言は記載されていない。）、銀行は免責約款により免責される旨判断しているところ（乙27）、これは、免責約款上に記



載されていない文言を付加することによって、約款を合理的に限定解釈したものと解することができる。このように、約款の文言について合理的な限定解釈を加えることは認められるべきものであるから、たとえ無限定な変更を認めるかのような変更条項が存在したとしても、事業者側を一方的に利する合理性を欠く恣意的な変更が許容されると解釈する余地はない。この点、控訴人は、不当条項による将来の消費者被害を差し止めることを目的とする適格消費者団体の訴訟においては、本件変更条項に個別救済的な限定解釈を施してはならない旨主張するものと解されるが、差止請求権を規定した法12条3項は、不当契約条項（法8条から法10条までに規定する消費者契約の条項）を要件の一つとして規定しているものであり、法10条の該当性について、本件変更条項を限定解釈してはならないとする根拠も見出せない。したがって、本件変更条項は、「当社はこの約款を変更することがあります。この場合、料金その他の提供条件は、変更が客観的に合理的なものである場合に限り、変更後の約款によります。」との趣旨と解するのが相当である（ただし、条項自体からは、無限定の変更が許されるように読める点からすれば、文言の明確性の観点からも、変更が許される一定の合理的な範囲について、できる限り明確な文言により定めておくことが将来の紛争を防止するためにも望ましいものと思料する。）。

ウ これに加えて、本件変更条項による約款変更の合理性は、変更の内容を問題とされるべきものであって、本件変更条項自体は、価値中立的なものである。消費者に有利な変更がされることもあれば、不利な変更がされることもあり得るのであって、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重するかは、変更される条項の内容次第であるから、法10条該当性も、変更後の内容につき判断されるべきである。

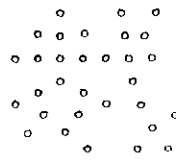
エ 被控訴人は、本件変更条項は、本来は確認的なものであるが、創設的な意味もある旨主張する。しかしながら、約款の変更条項が存在しなくても、



一定の合理的な範囲において変更が許される場合があるという意味では、本件変更条項は、基本的に、創設的ではなく確認的な条項であるというべきである。そして、約款の変更があり得ることを告知する条項を約款に規定することにより、むしろ、消費者に「一方的な約款変更があり得ること」について注意を促すという積極的な意味を有することは否定できない。仮に、このような抽象的な文言では、改正民法548条の4第1項の解釈に照らして、約款変更の合理性を積極的に肯定する意味を有するとまではいえないとしても、注意喚起の効果が否定できないことに照らせば、無意味な条項とはいえない。

オ 以上によれば、本件変更条項が、法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して、消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する条項である（法10条前段）とは認められない。」

- (2) 原判決12頁25行目の「このような」から同13頁10行目の「これらの事情によれば、」までを削除する。
- (3) 同13頁17行目の「本件変更条項により」を「本件変更条項によって確認されている約款法理により」と改める。
- (4) 同13頁19行目の「被ることは否定できない」から同23行目の「民法90条により無効となる。」までを「被る可能性は否定できないところである。しかしながら、約款の変更は客観的に合理性を有するものでなければならぬこと、」と改める。
- (5) 同14頁2行目及び3、4行目の「本件変更条項により」をいずれも削除する。
- (6) 同14頁4行目の「(なお、」から同15頁5、6行目の「認められる」までを削除する。
- (7) 同15頁7行目の「(5)」を「(4)」に改める。
- (8) 同15頁7行目、9行目の「本件変更条項により」をいずれも「本件変更



条項によって確認されている約款法理により」と改める。

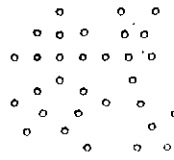
(9) 同15頁10行目の「, ③本件変更条項により」から同15行目の「というのであるから」までを「のであるから」と改める。

(10) 同15頁22行目の「(6)ア」から同25行目の「であることや, 」までを次のとおり改める。

「(5) 控訴人は、消費者が本件変更条項により被る不利益（法10条後段）とは、①自己決定の自由の侵害と、②限定のない、いかような変更も受け入れざるを得ないという不利益である旨主張する。

しかしながら、前記認定のとおり、本来、本件変更条項が存在するか否かにかかわらず、本件約款は一定の合理的な範囲で変更できると解するのが相当であること、本件変更条項は、一定の合理的な範囲においてのみ変更が許される趣旨と限定的に解釈すべきであることに照らせば、本件変更条項によって、消費者の利益が一方的に害されるとは認められない。

上記①について、控訴人は、仮に、消費者が本件変更条項に基づく約款の変更にも不満を持ったとしても、契約者が2年以内に解約する場合には数万円の解約手数料を支払わねばならない旨の条項を含んでいるため、被控訴人との契約から自由に離脱することができないことを指摘する。しかしながら、解約により契約の拘束から離脱すること自体はできるのであるから、控訴人の指摘は、前記認定を左右するものではない。控訴人は、中途解約や更新時期以外に解約する場合に解約金を支払わなければならないことを定めた解約金の支払に係る契約条項が存在することにより、消費者が自ら選択した時期に解約金を支払うことなく解約することができない場合があることを指摘するものと解されるが、解約金の額が法9条1号に規定する「平均的な損害」の額を超えて、過度に高額な場合には、それ自体有効性が問題となり得るし、高額な違約金が存在して解約が制限される事態については、諸々の合理性の判断の一要素として、変更が認められにくくなる一事情とも解されるから、



控訴人の主張は採用できない。

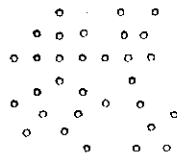
また、上記②についても、控訴人は、本件変更条項によって「限定のない、いかような変更もできる」旨主張するが、前記のとおり、約款法理により、一定の合理的な範囲において約款変更ができるのであって、本件変更条項により、いかなる変更もできるということにはならないから、控訴人の主張は採用できない。

(6) これに対し、控訴人は、

- (1) 原判決16頁4行目の「公序良俗や信義則に反するような」を「合理性のない」と改める。
- (2) 原判決16頁11行目の冒頭から17行目の「ウ」までを削除する。
- (3) 原判決16頁26行目の「エ」を削除する。

## 2 当審における控訴人の補足主張に対する判断

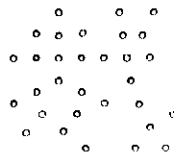
- (1) 控訴人は、本件変更条項は、消費者にとって個別同意のない約款変更の合理的限界を見出すことのできない不明確かつ包括的な不当条項であり、事業者に対して消費者契約の条項の明確化を求めている法3条の定めにもそぐわない旨主張する。そして、法制審議会の民法（債権関係）部会や文献等において、包括的な変更留保条項が、不当条項の典型との指摘があることは控訴人主張のとおりである（甲17、22、26の1・2、甲27）。しかしながら、仮に包括的な変更条項が、文字通りいかなる変更をも許す趣旨であれば、消費者の権利を害する不当条項といわざるを得ないが、前記説示のとおり、本件変更条項が存在するか否かにかかわらず、一定の要件を満たした場合には約款変更が認められる場合があることは、当事者間に争いがないこと、本件各契約約款の変更に関して、その変更が許容される場合（すわなち合理性の基準）を全て網羅して本件変更条項に規定することは困難であって、文言が抽象的となることもある程度仕方ないものと思料されること、このことは、改正民法548条の4第1項の規定も、「合理的な約款変更」の内容について



て、「変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき」と規定するに留まっており、事例ごとに様々な要素を総合的に考慮して判断することを前提としているものと解されること、前記のとおり、消費者に対し、約款が一方的に変更される場合があることを注意喚起する意味を有していることに照らせば、差止めを認めて、本件変更条項を直ちに削除すべきとまでは認められない。

- (2) 控訴人は、約款変更が認められるのは、利用者にとって有利な変更であるなど、いわゆる推定的同意が認められる場合に限られるから、無意味な同意を含む本件変更条項は、約款変更を肯定する直接の根拠とはなり得ない旨主張する。しかしながら、本件変更条項が、基本的に合理的な変更のみ許容すると解される約款法理を確認した趣旨と解されることは前記認定のとおりであって、控訴人の主張は、前記認定を左右するものではない。
- (3) 控訴人は、本件変更条項により一方的に約款の変更権を付与された被控訴人が合理的と判断する変更であれば有効な変更として消費者を拘束することにより、一定の不利益ではなく、変更後の約款に強制的に拘束されるから、消費者の権利を著しく制限している旨主張する。しかしながら、約款変更が有効なものとして当事者を拘束するのは、約款法理に照らして客観的に合理性が認められることが必要であり、また、改正民法施行後は、約款変更の要件（改正民法548条の4）を満たす必要があるのであって、被控訴人が合理的と判断する変更であれば有効な変更となるものではないから、控訴人の主張は採用できない。
- (4) 控訴人は、被控訴人が有期契約で当事者を縛り、異議のある消費者に対して解約手数料を免除することもしていないことからすれば、本件変更条項が信義則に反することは明らかである旨主張する。そして、法制審議会の民法（債権関係）部会や文献等において、合理性を判断する要素として、相手方に解除権が与えられているなどの措置が講じられているか否かが要素となる






こと、期間内の約款変更はよほどの場合でないとい認められるべきではないなどの意見があったことが認められる（甲18～21）。しかしながら、前記のとおり、中途解約ができないわけではないこと、解約金の額が法9条1号に規定する「平均的な損害」の額を超えて、過度に高額な場合には、それ自体有効性が問題となり得るし、高額の違約金が存在して解約が制限される事態については、諸々の合理性の判断の一要素として、変更が認められにくくなる一事情とも解されるのであるから、控訴人の主張は採用できない。

(5) 控訴人は、本件変更条項には合理性の基準が用意されておらず、包括的なものであり、文言上いかような変更も可能である旨、実際にも本来は許されない約款変更が行われている現実がある旨主張する。しかしながら、本件変更条項の文言上、合理性の基準が用意されていないことは指摘のとおりであるが、前記のとおり、約款の変更は、約款法理に基づいてされるべきものであって、本件変更条項は確認的、注意的な規定に過ぎないものであるから、その文言が包括的であるとしても、本来は許されない合理性のない変更はなし得ないものであるから、控訴人の主張は採用できない。

3 以上によれば、本件変更条項は、法10条の要件に該当するとは認められないから、控訴人の請求はいずれも理由がなく、これをいずれも棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第5民事部

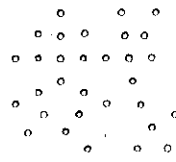
裁判長裁判官

秋吉仁美 

裁判官

田村政巳 

東京高等裁判所



裁判官 中山雅之

これは正本である。

平成30年11月28日

東京高等裁判所第5民事部

裁判所書記官

福島法昭

